

- 声 明 -

福島県立大野病院・産婦人科医逮捕について

福島県立大野病院で帝王切開手術を受けた女性が亡くなられたことに関し、手術を担当した医師が業務上過失致死および医師法違反（異状死体の届出義務）の疑いで逮捕・拘留・起訴されました。本件手術で亡くなられた方、およびご遺族の方々に深い哀悼の意を表します。

本件は、癒着胎盤という、術前診断がきわめて難しく、治療の難度が最も高い事例であり、高次医療施設においても対応が困難であります。また、全国的な産婦人科医不足という現在の医療体制の問題点に深く根ざしており、献身的に、過重な負担に耐えてきた医師個人の責任を追求するにはそぐわない部分があります。救命しえなかった場合が、業務上過失致死にあたるのならば、医療は不可能となってしまいます。福島県で事故調査を行い、報告書が作成されたうえで処分も行われており、医師個人が刑事責任を問われ、逮捕・拘留されるに至ったことはきわめて不当であると考えます。

産婦人科医のみならず地方の多くの医師は脆弱な診療体制のなか、大きな不安を抱えながら医療を行ってききましたが、警察・検察の今回の姿勢は地域医療を崩壊させるものであります。

異状死の解釈の見直しと、札幌でも本年10月開始予定の厚労省「診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業」の成果として、新たな「医療関連死」の定義と中立的な第三者届出機関設立に向けての働きかけを推進していくとともに、医師が安心して医療ができ、国民も安心して医療を受けられる環境づくりが行われなければならないと強く切望するものであります。

平成18年3月23日

北海道医師会会長 飯 塚 弘 志

福島県立大野病院・産婦人科医逮捕について、新聞等で種々報道されておりますが、本件に関しまして、当会および北海道産婦人科医会・北海道産科婦人科学会の声明を掲載いたします。

(医療安全部)